



2 生活のルール・マナー・習慣

2-2 生活のルール・マナー: ゴミ

(1) ゴミの出し方の基本ルール、収集日

家庭のゴミは、市区町村の単位で回収していますが、決められた日に、決められた方法で出さなければなりません。まずは市区町村の役所などでゴミの出し方に関するパンフレットをもらい、収集する場所、曜日、時間やゴミの分別など出し方について確認しておきましょう。また、集合住宅については、管理事務所とあてに問い合わせましょう。

(2) ゴミの分別

地域によって分別の仕方は違いますが、大きく分けて「燃えるゴミ」「燃えないゴミ」「粗大ゴミ」の最低3種類があります。おおよその分け方は次の通りです。

<p>も 燃えるゴミ</p>	<p>だいどころ で なま かみるい き いるい ちいき 台所などから出る生ゴミ、紙類、木くず、衣類(地域によっては資源ゴミ扱いのところもあります)</p>	
<p>も 燃えないゴミ</p>	<p>きんぞくるい るい とうき こがたか でんせいひん 金属類、ガラス類、陶器、小型家電製品、プラスチック、ゴム製品など</p>	
<p>そだい 粗大ゴミ</p>	<p>かてい ふよう おお かく 家庭で不用となったゴミで、大きさがおおむね 30cm角 こ かぐ しんぐ でんかせいひん れい を超える家具、寝具、電化製品(エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機を除く)、自転車など</p>	



○ その他の日常生活

▶ ○ その他の日常生活 のトップへ

しげん 資源ゴミ	かん びん かみ しんぶんし 缶、瓶、ペットボトル、紙パック、新聞紙などをリサイク ル資源として別途収集している地域もあります ※ 分別について詳しく書かれたパンフレットを市区町 村の役所で手に入れ、居住地のゴミ分別を心がけて ください	
-------------	---	--

※地域によって「可燃ゴミ・不燃ゴミ」、「燃えるゴミ・燃えないゴミ」、「燃やせるゴミ・燃やせないゴミ」といろいろな表現が使われます。

※燃やすと有毒ガスが発生したり、焼却炉が壊れるくらいの高温になる物が一般的には「不燃ゴミ」と考えられていました。しかし最近では、ゴミの分別について、それぞれの地域で異なってきましたので注意しましょう。

※実際に燃えるゴミでも、ゴミの処理方法や地域のルール上、「燃えないゴミ」に分別しなければならないところもあります。

※ゴミについては、物理的に燃えるのか燃えないのかというより、それぞれの地域のルールとして燃やせるのか燃やせないのか、資源ゴミなのかという観点で分けられています。

(3) 不法投棄

不適切に出されたゴミは、回収されません。決められた場所以外のところへ勝手にゴミを置いてくる「不法投棄」は、法律により厳しく罰せられます。近隣住民に迷惑をかけるうえ、環境にも悪い影響を及ぼすので、不法投棄は絶対に行わないでください。

(4) ポイ捨て防止条例

たばこの吸い殻及び空き缶を道ばたなどに捨てる「ポイ捨て」を禁じた「ポイ捨て防止条例」が多くの市区町村の役所で定められており、悪質な場合は罰金が科せられたり、名前が公表されたりします。たとえ条例がなくとも、ポイ捨ては絶対に行わないでください。

(5) 粗大ゴミの処理方法について

エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機を除く電化製品、または家具などの大型のゴミの収集方法は、地域によって異なります。



しゅうしゅうび き ちいき し くちょうそん やくしょ れんらく してい ひ だ ちいき
収集日が決まっている地域もあれば、あらかじめ市区町村の役所へ連絡し、指定された日に出す地域も
あります。また、事前に収集費用を支払う(大きさや内容によってさまざま)手続をしなくてはならない地域
もあります。

そだい だ かた やくしょ せいそうじ むしょ と あ てんきょ おおがた たい
粗大ゴミの出し方は、役所または清掃事務所に問い合わせてください。転居などにもなって大型ゴミが大
りょう はっせい やくしょ そうだん
量に発生するときにも、役所までご相談ください。

(6) 家電リサイクル対象品目について

か でん ほう とくていか ていようき きさいしやうひん か ほう もと れいぞうこ れいとうこ せんたくき
家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)に基づき、エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機
しゅうだんかいしゅう こうにゆうてん か か みせ ゆうりよう ひ と いらい
は集団回収できません。購入店または買い換えをする店に有料で引き取りを依頼してください。